

# 西宮市に於ける指定管理者制度について

**西宮市学童保育連絡協議会**

平成23年10月23日(日)

指定管理者制度導入の問題点と課題(兵庫県西宮市)

【西宮市の学童保育】

人 口 483,555人 平成23年8月8日付け 中核都市

施設数

	平成23年度	平成22年度
小学校数	40校	40校
学童数	1～3年 57学童	1～3年 58学童
内訳)1学童	24校	24校
2学童	15校	14校
3学童	1校	2校
共同保育	高学年 1学童	高学年 1学童



対象児童 低学年(1～3年) \*障害児は6年生まで

入所児童数

	平成23年度	平成22年度
児童数	2,303人	2,522人

運営主体 西宮市社会福祉協議会(38校区52学童の内、公募6校区4学童)  
神戸YMCA(2校区5学童)

\*校区毎に運営委員会をつくり運営。

運営委員 社協支部長(分区長)、学校代表、PTA代表、民生児童委員、地域代表、  
学識経験者、保護者代表

実施場所 学校内専用施設 - 50箇所、学校外専用施設 - 3箇所、余裕教室 - 2箇所(財産処分済)

施策 西宮市立留守家庭児童育成センター条例

所管 健康福祉局子ども部子育て企画・育成グループ

開所時間

開所日	開所時間	延長保育
月曜日～金曜日(平日)	下校時～午後5時	午後5時～午後7時
土曜日	午前9時～午後5時	午後5時～午後7時
長期休暇中(夏・冬・春休み等)	午前9時～午後5時	午後5時～午後7時
日曜日・祝日・年末年始は休所	-	-

育成料

条件	育成料
全額免除(生活保護世帯・市民税所得割0円の母子家庭)	0円
3/4免除(前項の家庭を除く市民税所得割0円)	2000円
1/2免除(市民税所得割6万円未満)	4100円
1/4免除(市民税所得割6万円以上12万円未満)	6100円
免除なし	8200円
兄弟減免	1/2

延長保育料

条件	育成料
生活保護世帯・市民税所得割非課税世帯で母子・父子世帯の場合	0円
市民税所得割非課税世帯	3000円
市民税所得割額 6万円未満	3000円
市民税所得割額 6万円以上12万円未満	3000円
免除なし	3000円

市議会議員

- 公明党議員団(8名)
- 政新会(8名)
- にしのみや未来(7名)
- 市民クラブ改革(6名)
- 日本共産党西宮市市議員団(5名)
- むの会(4名)
- 無所属(4名)

42名

【指定管理者制度導入の経緯】

震災後の市税収入の落ち込みや復旧・復興事業費の増大など厳しい財政状況に対処するため、また、景気低迷による市税収入等の伸び悩みや復興事業に伴う膨大な起債償還など依然として厳しい財政状況下にあるとし、西宮市行財政改革基本計画1～3次計画が出され、その一環として2004年2月に指定管理者制度の導入が打ち出された。進め方として、指定管理者の指定手続き等に関する条例を定め、個々の施設の条例は、委託の条文を指定管理者に行わせる」と最小限の改定にとどめている。市にも申し入れを行い、市議員にも要請活動を行ったが、2005年9月議会に学童保育に指定管理者制度導入のための条例改定案が出され可決され、2006年からの2年間は、非公募で現在の委託先である西宮市社会福祉協議会とするが、その間に検討することとなりました。行政の責任を明確にする条例の提案はなく、「指定管理者制度運用指針」によって示された「定めるべき項目」である「設置の基準」「業務の範囲」等の提案もなく、実際の内容を決める「規則」などの提示もないまま決定されました。

その後、2年間の検討の結果、2008年度からは一部公募(4校区6学童)をするとの方針が示されました。理由は西宮市社会福祉協議会の経費削減の努力が足りないのによって一部公募することによって更なる努力を求めるといふ脅しのようなすすめ方でした。

市連協は撤回の申し入れを行い、当該の父母会と市連協と一緒に8回の話し合いを持ちました。この話し合いでは、保護者や指導員だけではなく、子ども達からも意見がだされましたが、強行され、不安を感じたり反対運動の強かった3校区5学童は他の応募もなく西宮市社会福祉協議会に、反対運動のなかった1校区2学童(市連協未加盟)は神戸YMCAも応募し、選考の結果、神戸YMCAとなりました。

現在、指定管理者を指定した施設は、以下の通りで数多く導入されています。

市立市民ギャラリー、北口駐車場、地区市民館、身体障害者福祉センター、介護老人施設、ディサービスセンター、障害者自立支援施設、北山学園(知的障害児通園施設)、武庫川すずかけ作業所、応急診療所、甲山自然環境センター(自然の家、キャンプ場)、市民憩いの家、市民交流センター、自転車駐車場、市民会館・ホール、老人福祉センター、塩瀬児童センター、母子福祉センター、墓地・納骨堂、斎場、火葬場、鳴尾浜臨海公園、中央体育館・各地域体育館・運動場・公園、市営住宅

\*福祉施設関係は、非公募で社会福祉法人が多い。

【指定の仕方・内容(条例で決めていることなど)】

下記の手続き条例と当該施設の条例によって実施されている。

○西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例

第2条 次の掲げる事項を明示して公募

施設の概要、団体の資格、申請受付期間、申請書類、選定基準、管理の期間、管理の基準及び業務の範囲、使用料金、その他

第3条 申請書に添付する書類

第4条 選定基準

第5条 公募によらない指定管理者の選定(非公募)

緊急を要する場合、公募申請がなかった場合、基準に該当しない場合、指定施設の設置の目的、性格及び規模等により公募に適さない場合

第6条 指定管理者の指定

第7条 協定

第8条 事業報告書

第9条 現状回復義務

第10条 損害賠償義務

第11条 秘密保持義務

第12条 個人情報保護

第13条 情報公開

第14条 教育委員会所管の公の施設への適用

第15条 委任

○西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則

申請書の記載内容、選定委員会、指定の告示、委任

○西宮市立留守家庭児童センター条例

第11条 (指定管理者) 指定管理者に育成センターの管理を行わせるものとする

\*ここが「委託」の条文であった。以下、第12条と第13条が追加された。

第12条 (指定管理者が行う業務の範囲)

- (1) 放課後児童健全育成事業を行うこと
- (2) 育成センターの利用の許可及び不許可に関する事務を行うこと
- (3) 利用の許可の取り消し等に関する事務を行うこと
- (4) 育成センターの施設及び設備の維持管理を行うこと

(5) その他育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

第13条 (指定管理者が行う管理の基準)

\*この条例化改定時に、「入所」という用語が「利用」に変更となった。「入所」という用語は公的責任による措置的な意味合いを持っていた。

**【現状(実際にどのように管理されているのか)】**

大半が、従来の委託先であった(社福)西宮市社会福祉協議会が非公募で選定されている。一部が公募され、その中で1校区2学童が神戸YMCAに選定され、管理運営を行っている。

	公募	非公募
期間	平成22年4月1日～平成26年3月31日(4年間)	平成22年4月1日～平成24年3月31日(2年間)
指定	6箇所(社福)西宮市社会福祉協議会 2箇所(公財)神戸YMCA	32箇所(社福)西宮市社会福祉協議会 ※非公募の2年間は最終的に全ての育成センターで公募にする為

平成24年からの公募:4箇所

期 間:平成24年4月1日～平成28年3月31日(4年間)

**【社協から神戸YMCAになって】**

指定管理者に新たに参画する神戸YMACとしては子ども達へのノウハウは十分に有しており、学童保育での質的な問題としては社協より優れている面がある。しかし、問題となるのは突然に指導員が変わってしまうと言う事で十分な引継ぎがない事態を招いている。特に2年生、3年生の子ども達にとって、今まで居た指導員が突然、居なくなり、新たな指導員の中で戸惑う姿があったとの話を聞く。

また、施設としては何ら変更がない為、前管理者であった社協が管理していた荷物の処分に後者となる神戸YMCAが新たな荷物の搬入に苦慮する場面もある。

この様に子ども達への配慮が無い状態で実施される引継ぎは指定管理者同士の曖昧さの中で行われ、一時的であれ子ども達の精神的な負担を余儀なくされる。神戸YMCAへと指定管理者が変わると同時に父母会も市連協から脱退する事になるが、その理由は神戸YMCAから企画される行事への(父母会独自の行事を行なう訳ではなく)、強制参加を理由に脱退している。その真意は脱退される為に不明である。

- 1) 神戸YMCAは既に神戸市に於ける学童保育の経験を有している点と多くの子ども達を楽しませるノウハウを持っている為、子ども達や保護者に対する評価は高いものと思われる。
- 2) 西宮市に於いての地域マネージャーとしての指導員を配置し、2学童への保育格差を無くす様に努力している。また、子ども達の見線に合わせた接し方を行っている。

これらは神戸YMCAの指導員としての質的な要因への文句を付けることは無いと思う。しかし、下記の点については十分に考慮すべきことである。

- 1) 西宮市での学童保育での保育委員会への出席がない。(従来、西宮市と社協で行なわれた運営委員長の会合で情報交換の場でもある。)
- 2) 学童保育単位で行なわれる運営委員会が開催されない。(西宮市の指導で開催をする旨を伝えているが実態は不明)
- 3) 学童行事への父母の参加を強いる。(父母会による自主的な行事が出来ない。父母会にとって、行事を考えなでよい点はありますが…)
- 4) 行事を行なう場所の問題。神戸YMCAが所有する施設利用を求められ、別途、利用料を求められる。キャンプに於いて、ひとり1万5千円との提示があり、父母会との話し合いによって、7千円程度に下がったとの話を聞いています。西宮市の2箇所のキャンプ場の利用料は100円)

これらの点については企業としての利益を求めている点として、福祉事業ではあってはならない点であると考えのと共に学童保育をよくして行きたいと思う父母会介入の排除の一環があるのではないかとと思われる。

**【指定管理者制度導入後の問題点と今後の課題、何が一番の問題なのか】**

導入の問題点 - 全体として -

- ・行政側が、経費の削減のみを強要し、従来の委託時よりも更に無責任となっている。日常の管理・運営や特に保育内容については把握していない状況です。特に、ひどかったのは公募の説明時に、「公募によってサービスが向上する」との宣伝をしたが、具体的に何かを質問されると全く答えられませんでした。それぞれの施設の管理運営や保育の実態を、現場にも行ってないため全く把握しておらず、指導員からの聞き取りも2人のみでした。従って、それぞれの施設で何が問題となっており、どのように改

善され、サービスが向上するのかを具体的に説明できなかったのです。「一部公募をするのは、西宮市社会福祉協議会が努力しないからだ」との説明があり、話し合いの結果、「子どもがいない時間に勤務させている」「複数学童のところで、子どもが少ないのに午後1時から双方に指導員が配置されている」などの発言があり、努力の内容は経費の削減であることが明白になりました。指定管理を導入することは、経費削減＝市場原理のなかに放り込むことになり、国連の子どもの権利条約の第3条子どもの最善の利益保障や第12条の子どもの意見表明権からみても相容れないものです。

- ・市の指定管理の運用指針では、期間の基本を5年としているにも関わらず、学童保育は4年という短期間にしてしているため、ますます事業の安定性・継続性を欠くものとなっており、特に指導員の雇用が極めて不安定になっています。この短期間で再選定をさせるやり方は、保育所の民営化より悪いとの意見もあります。また、4年という短期間の運営では、問題が起こらないようにと囲い込み保育となってしまう傾向も見られます。
- ・指定管理者となった西宮市社会福祉協議会は、経費削減を強要されるため、指導員の配置を適切にしない（正規指導員の代わりに臨時指導員を当てたり、必要な臨時指導員を配置しない等）、指導員の研修費を削減する、子どもの教材費を削減するなどの問題が起きています。新たに指定管理者となった神戸YMCAは、西宮市社会福祉協議会の指導員の人件費の6割あればできるとしています。これは、労働法制上も同一労働同一賃金の原則からも逸脱するものです。
- ・「サービスの向上」の目玉として、公募した施設のみ、開設時間を午後5時から午後6時まで延長しました。しかし、これは指定管理にしたからではなく、要望が強く次世代育成支援行動計画の中でも課題となっていたことであり、市がどのような施策を行うかという問題です。指導員の配置は、正規指導員の半数が午後1時から午後5時まで、一方の半数が午後2時から午後6時までとすることでシフト勤務とし、抜けたところは臨時指導員を当てるものです。このことが引継ぎもできず、子どものことを分かっていない臨時指導員が配置されることによる事故も起こっています。しかも、サービス向上といわれても、午後6時のお迎えは難しく、利用しにくい実態です。保育所と同じく午後7時までの要望が強くあります。平成23年4月より、希望する世帯での19時までの延長保育が行なわれる様になりましたが、利勝者は育成料とは別に延長保育料を求められています。（一ヶ月3000円）
- ・夏休み直前に、西宮市社会福祉協議会が突然「施設外事業の実施について」という通知を出し、「プール利用、及び川・池など水難事故を招く危険性がある場所での施設外事業は禁止する」としました。背景には、指定管理者導入によって、サービス向上どころか、いかに事故などを起こさないようにするかという守りの姿勢になっており、保育指針にもある「園外保育」の内容さえあいまいにできています。経費削減の中で、安全確保のための研修をするのでもなく、救急・究明訓練さえ、この2年行っていないことも明らかとなりました。この通知によって、夏休み前に決定していた計画の大幅な見直しをせざるを得ず、大きな混乱を生みました。また、閉じ込め保育になった施設もありました。

## 指定管理者間の引き継ぎ

- ・過去、2回の指定管理者間の引き継ぎは新年度が始まる3月の一ヶ月間を引き継ぎ期間として提起していますが、実質的な引き継ぎはありません。中間に於いては子ども達の保育に専念する必要がある点と時間外での引き継ぎに於いての指導員への賃金保障が出来ていない為、引き継ぎなどは出来ない。その為、4月、5月と子ども達は不安定な状態になったとの話しも聞きます。また、前任の指定管理者が残した荷物等の取り扱いについても明確にされず、荷物が放置され、無駄なスペースが発生しています。上記の点については西宮市では責任を持って行なうと過去2回とも同じ発言を来年度に向けての公募による指定管理者となる父母会への説明を行っています。

## 指導員の勤務の激変

- ・指定管理者としての制度導入は自治体での支出を抑える為の施策として用いられています。新たな公募での指定管理者となる父母会への説明に於いては指定管理者からの必要経費を2ヶ月単位で支払いを行っているとのことであるが、当然の事ながら従来、学童保育に掛かる経費は削減され、指定管理者としては人件費削減によって、運営を行なう事を考える為、指導員への勤務についてはシフト勤務を強制させ、子ども達が学童に来る前の事務的な確認作業が出来ない状態を作り出してしまっている。
- ・希望する世帯への延長保育が実施される点でも一般的会社なら残業扱いとなるべき事であるが、社協に於いては逆に単価が下がり、指導員への生活保障が守られない事態に至っている。社協としては延長保育を利用する子ども達が少ない為と苦しい言い訳をしている。
- ・学校での「ゆとり教育」が破綻し、学校週5日制が残されている為、小学校1年生であっても午後からの授業が発生し、子ども達が学童保育へ帰って来る時間が遅くなっている点で指導員の出勤時間が全体

的に遅くなっている。これらは非常時に学校が早く終わってしまう場合などの対応が出来なくなり、私たちが求める「安全・安心できる保育の場」が無くなった事を意味します。

## 指定管理者制度を後押しする要因

「地域主権改革一括法案」  
「子ども子育て新システム」

これらの国の取り組みにより、最低基準の事実上の廃止、企業参画への促進、利用者からの利益搾取の基本的な地盤固めがなされている。

## 今後の課題

- ・指定管理は、学童保育になじまないものであり、特に、経費削減のみを求めることは、事業の性格上も間違っていることの議会の理解を得ること。
- ・指定管理とするのであれば、少なくとも非公募とし、従来の委託先にすること、また、安定した保育を受ける為に期間を5年以上または指定管理者を継続させること。
- ・経費の削減が、指導員の配置や保育内容にどのような影響をもたらすのかを具体的に明らかにすること。
- ・はじめて指定管理者となった神戸YMCAの管理運営の実態を掌握すること。直接問い合わせたところでは、2学童に専任の指導員を配置しているとの回答でしたが、私たちは実態を把握できていません。
- ・新たな指定管理者の「育成委員会」への参加を促す必要がある。従来の業務委託先であった社協の各運営委員長が集まり、情報交換、行政の伝達等が行なわれるべき会議体であるにも関わらず、神戸YMCAの運営委員長（指定管理代表者）が出席しない為、サービス向上へ切磋琢磨させる機会を作っていない。西宮市の指導不足が明確であり、行政が謳う内容通りには行われていないのが現状である。
- ・指定管理者制度の問題点を全ての父母と指導員に理解してもらおうかが大きな課題です。学童保育のあるべき姿の理解の上にとって、普通の保育現場を見たり、指導員との話し合いができていないと指定管理の問題点は判りづらく、指定管理の期間との関係で自分はいなくなるので直接自分自身の問題と思わない父母も存在することです。
- ・平成22年12月28日の総務省通知の効力はなし。西宮市での育成センター担当部署では総務省通知を認知しているが、内閣府で検討される「子ども・子育て新システム」を見据えた整備を教育委員会を中心に先行準備がされている。この点については、担当部署では「利用する為の費用として、方や無料で学童が有料となる点で不公平感があり、学童保育制度での存続を考えると非常に悩む制度だ」とコメントを得た。市議会での学童保育の廃止支持議員が多い為、新システムへの導入が高いと言わざる得ない事態と判断する。
- ・西宮市の条例を変える必要が大いにあるが、時間が掛かり、要望書をはじめ、市議会への陳情書、要望書は不採択となる可能性が高く、長期間の取り組みが重要となる。現在の状況で如何に子ども達への負担を軽減させるのかを考える事も重要であり、その為に西宮市として責任のある引き継ぎを行なわせる事も重要であると考えます。
- ・既に地域に根ざした学童保育を行っているところに於いては企業が経営する事によって、地域との繋がりが絶たれてしまう危険性が大きく、学童保育に於ける「つくり運動」で築き上げた地域との信頼関係を無くしてしまう。

## 【指定管理者制度の中で】

指定管理者制度に対しては「条例」によって定められ、一つの事業に対する取り扱いを撤回させる事が困難になっています。最も望まれるのは学童保育に対する「指定管理者制度」を適用しない事ではあるが、現状を改善させる方針も合わせて議論していく必要性があります。私たちが「指定管理者」に対して懸念している事項は下記の点である。

- 1) 子ども達への影響
- 2) 指導員の継続雇用

共にこれらの点については、私たちの「働く権利」を脅かす事項であり、常に関心を持って注意していく

必要があります。これらの問題に対する行政への改善への要求を行ないつつ、制度適用の見直しを訴える取り組みを行う必要があります。

## 【子ども達への影響】

この問題は私たち働く親に大きな影響があります。指定管理者業者が変わって、2ヶ月程は非常に不安定な期間になったとの話を聞きます。この事で学童保育へ通わなくなってしまう事も考えられ、私たちの勤務に関して考え直さねばならない事態となります。

「働く権利」を求めて全国に広がった学童保育そのものの「意義」が失われてしまうのです。行政側は3月の1ヶ月で引き継ぎを行うとしていますが、子ども達の保育を行ないながらの引き継ぎには限界があります。また、行政側立会いでの引き継ぎもなく、曖昧な状態であると言わざるを得ない。確実な引き継ぎを行う様に強く行政に働き掛ける必要がある。

## 【指導員の継続雇用】

指定管理者事業者が変わる事で当然ながら指導員は変わります。私たちは同じ指導員に長く子ども達を見て貰いたいと願っており、指定管理者が変わったとしても、最低限、同じ雇用条件で同じ指導員に子ども達を見て欲しいと考えています。

しかし、現実的に指導員の雇用主が変わる事は指導員の生活が大きく変化し、継続雇用が難しくなる（収入減）になる事が明白であり、厳しい問題であると言わざるを得ません。

指導員に対する雇用の確保、収入面での保障を求めつつ、同じ学童保育で勤務できる制度などを求めていく必要がある。

## 西宮市に於ける指定管理者制度への資料について

西宮市学童保育連絡協議会ホームページ（PC版）の上部タグ「資料」内の下記の項目を参照してください。

- ・指定管理者制度
- ・データ倉庫

URL <http://hyogogakudou.web.fc2.com/pc/>

# 西宮市に於ける指定管理者制度について

## 添付資料

**西宮市学童保育連絡協議会**

平成23年10月23日(日)



【アンケートで寄せられた主な質問に対する回答】

1) 指定管理者制度及び指定管理者公募について

項番	質問	回答
1	「育成センター」をなぜ公募にするのか	「西宮市の施設に係る指定管理者の選定手続等に関する条例」第2条では、指定管理者の募集については「公募しなければならない」と規定されています。さらに本市の「指定管理者制度運用指針」では「公募方法については民間事業者が持つノウハウを最大限に活用する機会を得るために原則公募による」としております。
2	「育成センター」は指定管理者制度になじまないのではないか	学童保育事業については政令市では約8割、中核市の約5割が「公設民営」または「民設民営」で運営されており、指定管理者制度で運営されている施設も多数あります。
3	なぜ「公設公営」ではないのか	西宮市の育成センターは父母や地域の方が「民設民営」されていた学童保育の事業を昭和57年に市立の育成センターとして一元化し、西宮市社会福祉協議会に管理委託する「公設民営」により発足しました。このように西宮市の育成センターはその始まりから市の直営（「公設公営」）であったことはなく、常に「民営」により運営されてきました。
4	これまでの公募の経緯について説明してほしい 今回はいくつのセンターが公募にかかるのか	本市育成センターの管理運営は以前は管理委託制度により西宮市社会福祉協議会が運営しておりましたが、平成18年度より指定管理者制度を導入し、2年間は全センターの指定管理者を非公募として社会福祉協議会が管理運営することとしておりました。平成20年度から2年間は津門・広田・瓦木・用海の4センターの指定管理者を公募し、残りのセンターを非公募としました。平成22年度から公募のセンターは指定期間を4年とし、平成20年度に公募した津門・広田・瓦木・用海に加え、今津・平木・瓦林・浜脇の指定管理者を公募しました。残りの32センターの指定管理者は非公募で指定期間を2年間としております。前回指定管理者公募を行った8センターは指定期間が平成20年～23年度となっているため今回の公募の対象とはならず、今年度末で指定期間が終了する32センター（前回非公募）より4箇所を公募対象としました。
5	指定期間があるのはなぜか	指定管理者制度では社会経済情勢の変化に伴う指定管理業務の見直しも必要となることから、一定の指定期間を定めることになっています。
6	指定期間の非公募2年、公募4年の違いは何か	公募のセンターについては事業運営の安定性を考慮して、指定期間を4年としております。なお、非公募で引き続き西宮市社会福祉協議会に運営をお願いするセンター（28か所）については指定期間を2年とし、2年ごとに4～5箇所程度を順次公募へと切り替えていきます。
7	最終的には全センターを公募の対象とするのか	条例及び運用指針の趣旨に則り非公募の施設は順次公募に切り替えていき、最終的に全センターの指定管理者を公募する方針です。
8	公募の是非について、市はどのように評価したのか	平成23年3月に実施しました保護者アンケートにおける保護者の意見、指定管理者から市への提出を義務づけている毎月の事業報告書、各センターにおける事業運営状況、指定管理者の事務局の対応などを総合的に評価しました。その結果、公募により新たに事業運営を行なうことになった指定管理者において、事業運営上の問題は発生していないと判断しています。このような経過から、公募対象施設を拡大することとしました。
9	決定した指定管理者を拒否することができるのか	指定候補者選定委員会で選定された指定候補者は12月市議会の議決を経て、指定管理者として決定しますので、利用者が拒否することはできません。

2) 公募する施設の選定について

項番	質問	回答
1	現状に満足しているのになぜ公募対象となったのか 公募して欲しい施設をアンケートにより募集すればいいのではないのか	育成センターの指定管理者については市の方針において行う公募であるため、施設の選定は市の責任で行うこととしています。
2	なぜこのような選定方法を取ったのか	公募制の導入にあたっては平成20・22年度と同様に市内の南部地域をJR線と阪急今津線の交点で4ブロックに分けブロックごとに1施設ずつを公募対象として選定しました。
3	公募の対象となっても、拒否できるのか	市の方針において公募を決定しており、利用者の皆さんに公募の是非を諮って決めるものとはしておりません。

3) メリット・デメリットについて

項番	質問	回答
1	単にコスト削減だけなのではないか 営利目的になると困る	指定管理者の公募にあたっては経費削減のみを目的とするのではなく、同じ経費で、よりサービス向上を図ることができることを期待しています。運営については、あくまでも市の条例・規則に基づき行われるため、営利目的になることはありません。
2	何がメリットなのか、何がサービスの向上なのかかわからない また、誰がメリットを受けているのか	指定管理者を公募することにより、多様な運営主体の活力やノウハウを活用することができ、効率的な運営や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供が期待できます。その結果、利用者や子供たちがメリットを受けることができるものと考えています。
3	公募のデメリットについて説明して欲しい	指定管理者を公募した結果、新たな事業者が選定されますと、各センターの指導員が変わります。その点が、児童や保護者の方にとっての不安要因であることは市も十分認識しています。そのため、事業者による説明会や引継ぎ時における合同保育を通じて、育成センターの運営に関するご意見や要望を取り入れていきたいと考えています。
4	民間の方が優れているのか 本当に高い専門性を持っているのかかわからない	指定管理者の選定は、より優れた運営を行なうことが可能であるかという観点で行いますので、応募団体の業種によって判断するものではありません。
5	市民のニーズをどのようにして把握しているのか	各センターの運営委員会の委員長で構成される「育成委員会」には市の担当課長・係長が出席し、各施設における諸課題を把握しています。さらに、神戸YMCAの担当者とも連絡を密にして、育成センターの様子の把握に努めています。また、保護者からの苦情、要望なども直接受け付けており、保護者ニーズの把握にも努めています。
6	指導員が変わることが一番のデメリットではないか 4年ごとに指導員が変わるのは不安である	公募の結果、新たな事業者が選定された場合には、24年1月から2月にかけて事業者による説明会を開催するとともに、3月の1か月間は引き継ぎ期間として、前回同様、新旧の事業者による合同保育を実施します。その中で保護者や子供たちの不安を解消し、新たな事業者への切り替えをスムーズに行いたいと考えています。

4) 応募する団体について

項番	質問	回答
1	どのような企業・団体が指定管理者に応募できるのか	留守家庭児童育成センターに関する市条例や規則、要綱などに基づいた運営が可能な団体であれば指定管理者になることができます。西宮市では下記のアからウまでのいずれかの要件に該当するものとしています。 ア 学童保育の運営に1年以上の実績があり、現に運営を行っている団体。イ 幼稚園、保育園(認可の有無は問いません)若しくは児童福祉施設の運営に3年以上の実績があり、現に運営を行っている団体。ウ 学童保育に類する事業の運営に3年以上の実績があり、現に運営をおこなっている団体。さらに、緊急時に通報を受けてから60分以内に責任者が現場に到着できるなど、西宮市内での業務に支障がないことを条件としています。
2	社協が受けたセンターの中で「公募」と「非公募」でどのような差があるのか	西宮市社会福祉協議会が運営する育成センターは、施設により個性はありますが、基本的な運営においては、公募・非公募の差はないものと認識しています。
3	公募に頼らず、社協そのものをサービス向上させるように指導を強化すべきではないか	指定管理者を公募することにより、さまざまな事業者が参入し、事業者相互が切磋琢磨してサービスが向上することを期待しています。ご指摘の指定管理者への指導については、公募・非公募に関わらず、必要な指導については今後行ってまいります。
4	応募団体がなかったら、どうするのか	応募がない場合は、非公募により、現在、指定管理者となっている団体の中から、妥当な団体に運営をお願いすることになります。
5	想定している業者のノウハウを具体的に教えてほしい	教育指導に関する技術や実績、利用者ニーズの把握と迅速な対応、危機管理や安全対策に関する対応、その他事業の管理・運営に関する技術などについて、優れた実績を持つ事業者の参入を期待しています。
6	前回応募したYMCA以外の事業者を教えてください また、どんな業者が応募してきたのか公表されるのか	前回は、YMCA以外では、学童保育もしくは保育園運営の実績がある株式会社3社から応募がありました。なお、応募があった事業者名については、事業者選定後に公表する予定です。
7	選考前に応募事業者から直接説明を受けられないのか	選定が終了するまでの間は、公平・公正な選定が阻害されないよう、応募団体については一切公表できません。ただし、指定管理者が決定した後、24年1月から2月にかけて、事業者による運営説明会を開催する予定です。その説明会には、市も同席し、利用者の皆さんの意見・要望を直接事業者が聞くこととなります。

5) 育成センターの運営について

項番	質問	回答
1	民間企業が参入してきた場合、学校の協力は得られるのか	留守家庭児童育成センターは、学校内に設置されていることから、運営にあたっては、学校関係者にも協力いただけるよう、市から教育委員会や学校長へ十分に説明を行っています。
2	障害児の数など、個々の実績に応じた運営がなされるのか心配	障害児に対する加配職員の配置については市の要綱に基づいて適正に配置されます。
3	利用料は上がらないのか おやつ代は変わらないのか 入所決定権は市が持つのか	利用料は市の条例に定めており、利用料の決定及び徴収は、今後も市が行います。おやつ代は、行事費を含め月額2500円に統一されており、指定管理者が各センターごとに保護者から徴収しています。実費相当分を徴収しているため、基準額を変更する予定はありません。なお、留守家庭児童育成センターの利用決定は現在も指定管理者が行っています。
4	市はどのように指定管理者を指導監督するのか	現在、指定管理者からは、毎月、事業報告書に基づき事業運営内容や予算執行状況について報告を受けているほか、保護者からの苦情・要望なども直接受け付けており、保護者ニーズの把握にも努めています。これらの状況に応じて必要な指導・監督を行ってまいります。今後さらに監督・指導機能を強化するよう、努めてまいります。
5	育成センターの規則等はあるのか	指定管理者の公募に伴う条例・規則・要綱等の変更予定はありません。
6	すべてバラバラの団体が運営者となった場合、公平性は保てるのか	基本的な保育サービスについては、各施設共通の一定水準を確保する必要があると考えています。そのうえで、保護者ニーズに対応した付加価値サービスを提供できるのが指定管理者制度のメリットであると考えています。
7	土曜日など、責任者である市にどのように連絡がつくのか	指定管理者の事務局では、土曜日でも現場からの連絡にすぐ対応できるような体制を取っています。また、指定管理者と市の間においても緊急時の連絡体制を確立しています。
8	事故が起きたときの責任は市にあるのか、業者にあるのか	事故の程度にもよりますが、原則として指定管理者で対応していただきます。各事業者が傷害保険等に加入していますので、その範囲で対応することになりますが、大きな事故の場合は、市が責任を持って対応いたします。このことについては、公募・非公募を問わず同様です。
9	指定管理者が変わると建物は建て替えてもらえるのか	留守家庭児童育成センターの新設・改修については、市が待機児童の状況や今後の児童数の推移を参考にして整備計画を立案しています。

6) 満足度調査及び神戸YMCAについて

1	指定管理者がYMCAに変わったセンターの保護者の評価はどうか？	平成23年3月に実施しました保護者アンケートにおける満足度は10点満点で、用海の平均が8.6、浜脇が7.6といずれも高い評価を得ていると考えております。
---	---------------------------------	--

7) 引継ぎ保育、指導員の処遇など

1	引継ぎ期間が短すぎるのではないかと（せめて半年～1年は必要）	これまで1か月の期間を設けて引継ぎを行いましたでしたが問題は発生していません。円滑に新しい事業者への引継ぎができたことから、今回も1か月の引継ぎ期間を予定しています。
2	指定管理者が変わった場合、今までの指導員はどうなるのか	事業者が変わった場合、指導員は配置転換となりますが、指導員の雇用は継続されます。

8) 選定委員会について

1	選定委員はどのように選ばれるのか	育成センターだけではなく、健康福祉局の施設について選定を行う選定委員会であるため、専門分野や過去の実績などを考慮して選定されます。
2	選定委員の中に保護者や指導員等関係者が入っていないのはなぜか	指定管理者の選定は公平かつ公正に行われる必要があります。選定については利害関係のない第三者により行われる必要があることから選定対象となる団体の職員である指導員やその施設の利用者である保護者などの当事者が選定委員となることは適切でないと判断しています。
3	選定委員会にどのようにして保護者の意見を反映されるのか	育成センターの運営に関する保護者の要望を文書で選定委員会に伝え、事業者のヒヤリングにおける参考資料にしたいと考えています。

次頁へ続く

前頁の続き

4	選定委員会や選定基準は公開されないのか	指定管理者を選定するには審査項目等を設定した上で、指定候補者選定委員会で審査を行います。選定結果については選定後には①対象施設、②応募者数、③指定候補者として選定した団体、④選定理由、⑤選定経過を公表する予定です。
---	---------------------	---

9) その他（指定管理者の破綻など）

1	指定管理者が破綻した時の対応はどのように考えているのか	指定管理者が破綻した場合は事業運営が中断しないよう、緊急措置として市の職員を配置し、事業を実施する一方で、速やかに新しい事業者を選定します。
2	失敗した自治体の例を把握しているのか	帯広市の指定管理者の事例や東京都の認証保育所の事例がありますが、このような事例は極めてまれなものであると考えます。
3	市の保育方針、保育理念を明確にしてほしい	子どもたちの健全育成とそれによる保護者の就労を支援することが重要であると考えています。

全国学童保育研究集会 資料

西宮市社会福祉協議会管轄分

センターNo.	育成センター	第	定員		弾力		6月1日現在			待機児童	利用率				弾力/定員比率
			センター毎	センター計	センター毎	センター計	計	男	女		対定員	対弾力	対定員計	対弾力計	
40	西宮浜	1	40	80	51	102	32	18	14		80.0%	62.7%	75.0%	58.8%	127.5%
		2	40		51		28	16	12		70.0%	54.9%	-	-	127.5%
3	香櫨園	1	40	80	63	114	41	22	19	1	102.5%	65.1%	95.0%	66.7%	157.5%
		2	40		51		35	18	17		87.5%	68.6%	-	-	127.5%
12	安井	1	40	80	43	86	31	24	7		77.5%	72.1%	77.5%	72.1%	107.5%
		2	40		43		31	22	9		77.5%	72.1%	-	-	107.5%
29	今津		60	60	65	65	56	32	24		93.3%	86.2%	-	-	108.3%
4	春風	1	40	100	58	133	36	13	23		90.0%	62.1%	90.0%	67.7%	145.0%
		2	60		75		54	26	28		90.0%	72.0%	-	-	125.0%
19	津門	1	60	120	70	141	41	23	18		68.3%	58.6%	73.3%	62.4%	116.7%
		2	60		71		47	29	18		78.3%	66.2%	-	-	118.3%
21	広田	1	60	100	71	140	37	17	20		61.7%	52.1%	76.0%	54.3%	118.3%
		2	40		69		39	22	17		97.5%	56.5%	-	-	172.5%
25	平木		60	60	68	68	33	19	14		55.0%	48.5%	-	-	113.3%
35	大社	1	40	80	49	94	29	15	14		72.5%	59.2%	68.8%	58.5%	122.5%
		2	40		45		26	13	13		65.0%	57.8%	-	-	112.5%
23	神原		60	60	72	72	53	20	33		88.3%	73.6%	-	-	120.0%
32	甲陽園		60	60	71	71	80	48	32	2	133.3%	112.7%	-	-	118.3%
33	夙川		60	60	71	71	56	25	31		93.3%	78.9%	-	-	118.3%
13	北夙川		60	60	110	110	66	33	33		110.0%	60.0%	-	-	183.3%
41	苦楽園		40	40	51	51	51	27	24		127.5%	100.0%	-	-	127.5%
15	鳴尾		60	60	73	73	28	15	13		46.7%	38.4%	-	-	121.7%
16	鳴尾北	1	60	120	74	148	50	25	25		83.3%	67.6%	81.7%	66.2%	123.3%
		2	60		74		48	27	21		80.0%	64.9%	-	-	123.3%
9	小松		60	60	75	75	70	36	34		116.7%	93.3%	-	-	125.0%
1	鳴尾東		60	60	78	78	48	27	21		80.0%	61.5%	-	-	130.0%
34	高須		60	60	73	73	55	26	29		91.7%	75.3%	-	-	121.7%
28	高須西		60	60	68	68	34	16	18		56.7%	50.0%	-	-	113.3%
2	甲子園浜	1	40	80	51	115	41	21	20		102.5%	80.4%	100.0%	69.6%	127.5%
		2	40		64		39	25	14		97.5%	60.9%	-	-	160.0%
11	南甲子園	1	40	80	69	132	45	25	20		112.5%	65.2%	107.5%	65.2%	172.5%
		2	40		63		41	27	14		102.5%	65.1%	-	-	157.5%
7	上甲子園	1	60	100	65	134	31	17	14		51.7%	47.7%	63.0%	47.0%	108.3%
		2	40		69		32	19	13		80.0%	46.4%	-	-	172.5%
24	瓦木		40	40	55	55	45	24	21		112.5%	81.8%	-	-	137.5%
31	深津		60	60	72	72	42	22	20		70.0%	58.3%	-	-	120.0%
5	瓦林		40	40	50	50	58	29	29		145.0%	116.0%	-	-	125.0%
17	高木	1	60	100	73	122	51	22	29		85.0%	69.9%	85.0%	69.7%	121.7%
		2	40		49		34	17	17		85.0%	69.4%	-	-	122.5%
10	甲東	1	40	80	51	102	39	17	22		97.5%	76.5%	101.3%	79.4%	127.5%
		2	40		51		42	21	21		105.0%	82.4%	-	-	127.5%
18	段上		60	60	67	67	50	28	22		83.3%	74.6%	-	-	111.7%
30	段上西		60	60	72	72	64	33	31		106.7%	88.9%	-	-	120.0%
14	樋ノ口		60	60	87	87	56	29	27		93.3%	64.4%	-	-	145.0%
27	上ヶ原	1	40	80	51	102	48	25	23		120.0%	94.1%	122.5%	96.1%	127.5%
		2	40		51		50	23	27		125.0%	98.0%	-	-	127.5%
6	上ヶ原南		60	60	65	65	44	23	21		73.3%	67.7%	-	-	108.3%
37	生瀬		40	40	52	52	52	26	26	4	130.0%	100.0%	-	-	130.0%
8	名塩		40	40	50	50	41	21	20		102.5%	82.0%	-	-	125.0%
39	東山台		40	40	51	51	34	22	12		85.0%	66.7%	-	-	127.5%
38	山口		60	60	83	83	45	27	18		75.0%	54.2%	-	-	138.3%
36	北六甲台		60	60	76	76	44	26	18		73.3%	57.9%	-	-	126.7%
合計			2600	2600	3320	3320	2303	1223	1080	7	88.6%	69.4%	-	-	127.7%

120%を超える弾力学童 67.3%

**西宮市学童保育連絡協議会**